

資料：産業廃棄物の具体例等

■産業廃棄物の種類（法第2条、施行令第2条、第2条の2、第2条の3）

【業種等の限定なし（あらゆる事業活動に伴うもの）】

種類	内容	具体例
燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	廃棄物焼却灰、灰かす、石炭がら、コークス灰、重油燃焼灰、炉清掃排出物等
汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機性及び無機性のすべてのもの	下水汚泥、ビルビット汚泥、消化汚泥、製紙スラッジ、活性汚泥等 めっき汚泥、碎石スラッジ、ベントナイト汚泥、石灰かす、活性炭かす、廃脱硫剤等
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油	潤滑油系廃油、切削油系廃油、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、動植物油系廃油、廃溶剤類、廃可塑剤類、燃料油系廃油、タンカー洗浄排水、タールピッチ類、印刷インキかす等
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液（中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。）	硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、酢酸、クエン酸、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液、写真漂白廃液等
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液（中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。）	石灰廃液、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、アンモニア廃液、写真現像廃液、か性ソーダ廃液等
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃ベークライト（プリント基盤等）、廃スチロール（発泡スチロールを含む）、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、廃合成皮革、廃合成建材（タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、合成繊維くず（ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等

【業種等の限定あり（特定の事業活動等に伴うもの）】

種類	限定される業種等	具体例
紙くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）	建設業に係る紙くず、板紙、建設現場から排出される紙くず等 パルプ、紙、紙加工品製造業等に係る印刷くず、製本くず、板紙、裁断くず、旧ノーカーボン紙等
	②パルプ、紙、紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの	
	③出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの	
	④製本業及び印刷物加工業に係るもの	
	⑤PCBが塗布され、又は染み込んだもの	
木くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）	建設業に係る建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材等（工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む。） 木材、木製品製造業、パルプ製造業等に係る廃木材、おがくず、バーク類等 リース物品（家具・器具類等）に係る木くず、こん包材くず、木製パレット等
	②木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの	
	③パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの	
	④貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）	
	⑤PCBが染み込んだもの	
繊維くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）	建設現場から排出される繊維くず、ロープ等

	②繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係る天然繊維くず(合成繊維くずは廃プラスチック類) ③PCBが染み込んだもの	畳、じゅうたん、木綿くず、綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さや厨芥類は事業活動に伴って生じた一般廃棄物)	魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ・瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら等 ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぶんかす、豆腐かす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす等

- ※・石綿を重量比で0.1%を超えて含むものは「石綿含有産業廃棄物」として処理する必要があります。
- ・水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものであって、環境省令で定めるものは「水銀使用製品産業廃棄物」として処理する必要があります。
 - ・水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。)を15mg/kgを超えて含有するばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい及び水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。)を15mg/Lを超えて含有する廃酸、廃アルカリは「水銀含有ばいじん等」として処理する必要があります。

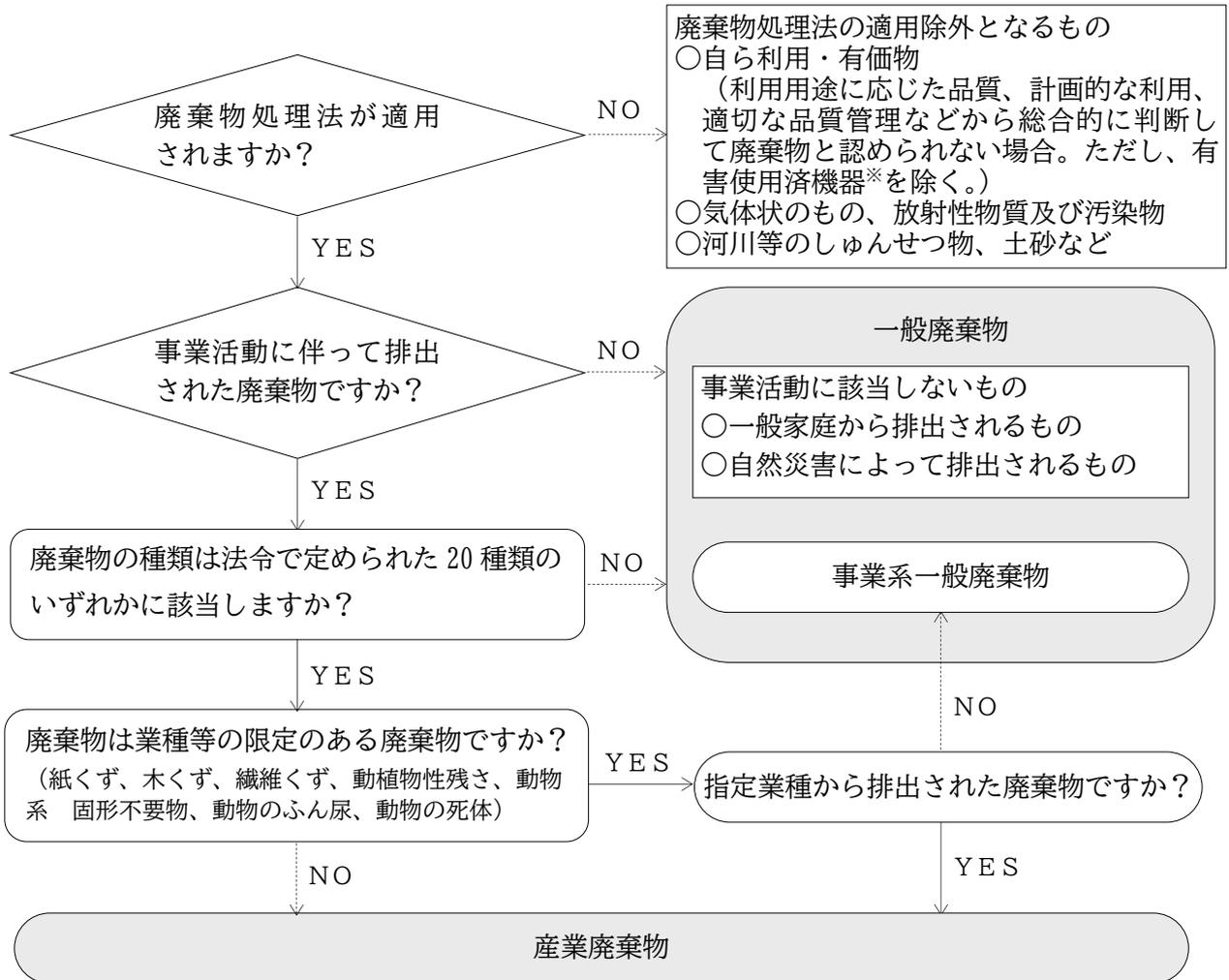
■特別管理産業廃棄物の種類(施行令第2条の4)

種類	具体例等
廃油(揮発油類、灯油類、軽油類(難燃性のタールピッチ類等を除く))	(参考)引火点70℃未満の廃油
著しい腐食性を有するpH2.0以下の廃酸	
著しい腐食性を有するpH12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物(医療機関等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの)	感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はそのおそれのある廃棄物であって、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等の産業廃棄物(血液の付着した注射針、採血管等) <排出元となる施設> 病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設、国・地方公共団体の試験研究機関及び大学・その附属試験研究機関、学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良・考案・発明に係る試験研究を行う研究所(医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの)
特定有害産業廃棄物	
廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物	廃PCB及びPCBを含む廃油 PCBが染み込んだ汚泥・紙くず等、塗布された紙くず、付着した廃プラスチック類・金属くず等封入された廃プラスチック類・金属くず等 廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの(廃油:PCBが試料1kgにつき0.5mgを超えるもの、廃酸・廃アルカリ:試料1Lにつき0.03mgを超えるもの、廃プラスチック類・金属くず:付着している又は封入されているもの、陶磁器くず:付着しているもの、上記以外:検液1Lにつき0.003mgを超えるもの)
廃水銀等	特定の施設において生じた廃水銀等(水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。)、水銀・水銀化合物が含まれている産業廃棄物・水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀、廃水銀等を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)
指定下水汚泥(下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥)	アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、PCB、有機塩素化合物等、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、ダイオキシン類が環境省令で定める基準に適合しないもの
鉍さい(アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレンを一定濃度を超えて含むもの)	アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレンが環境省令で定める基準に適合しないもの
廃石綿等(石綿建材除去事業に係るもの、特定粉じん発生施設設置事業場から生じたもので飛散するおそれがあるもの)	廃石綿及び石綿が含まれ、又は付着している産業廃棄物のうち、 ①石綿建材除去事業(建築物その他の工作物に用いられる材料であって、石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。)に係るもの(輸入されたものを除く。)

	②大気汚染防止法第2条第11項に規定する特定粉じん発生施設において生じたもの（輸入されたものを除く。）
燃え殻（カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの）	アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン、ダイオキシン類が環境省令で定める基準に適合しないもの
ばいじん（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度超えて含むもの）	アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類が環境省令で定める基準に適合しないもの
廃油（有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの）	揮発性有機化合物（12物質）が環境省令で定める基準に適合しないもの
汚泥・廃酸・廃アルカリ（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、PCB、有機塩素化合物等、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの）	アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、PCB、有機塩素化合物等、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はダイオキシン類（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

※有機塩素化合物等とは、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンをいいます。

■ 廃棄物判断フロー



※ 有害使用済機器とは、エアコンなど、施行令第 16 条の 2 に定めるもの（32 品目）であって、使用を終了して収集されたものをいい、廃棄物処理法において保管や処分等に係る規制が行われています。